

| 基準1 使命・目的等   |                     |   |          |
|--|---------------------|---|----------|
| 本基準の趣旨<br>大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とした機関です。とりわけ、専門職大学は、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的としています。大学は、使命・目的を明確に定めるとともに、教育研究上の目的を学則などにおいて明確に定める必要があります。また、それらを、<br>①ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）②カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）③アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）に反映するとともに、使命・目的に整合した教育研究組織を構築し、計画的に使命・目的及び教育研究上の目的を達成していくことが求められます。 |                     |   |          |
| 基準項目   | 評価の視点               | 評価コメント  | 今後の対策・方針 |
| 1-1 使命・目的及び教育研究上の目的の反映   | 1-1-①学内外への周知        | 学則、学生募集要項、学生便覧、ウェブサイトに掲載し周知している。  |          |
|  | 1-1-②中期的な計画への反映     | 中長期計画及び年度毎各種委員会等事業計画において反映している。   |          |
|  | 1-1-③三つのポリシーへの反映    | 「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」の三つのポリシーは「立学の精神」に基づき作成されており、「ビジョン2012」に示される本学の使命・目的をそれぞれ反映して、適宜学科ワーキンググループ、教務委員会、教授会、学園会議、役員会において使命・目的及び教育研究上の目的を確認している。 |          |
|  | 1-1-④教育研究組織の構成との整合性 | 短期大学設置基準及び立学の精神に基づき、使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために学部学科の教育研究組織を整備している。  |          |
|  | 1-1-⑤変化への対応         | 大学の使命・目的、及び教育目的は立学の精神を基本としており普遍的な性格を持っているが、学園の変化に対応して定期的な見直しが必要である。必要に応じて、使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。  |          |

| 基準2 内部質保証   |   |   |              |
|---|---|---|--------------|
| 本基準の趣旨<br>評価機構の評価における内部質保証とは、大学が自己点検・評価を行い、その結果と認証評価などの外部質保証の結果をもとにした継続的な自己改善により、教育研究及び中期的な計画を踏まえた大学運営全般の質を保証することです。自主性・自律性を重視する大学の本質に照らし、大学の質保証は、基本的に大学の責任で行うことが求められます。評価機構では、内部質保証を重点評価項目として位置付けています。内部質保証を効果的に実施していく上で、恒常的な組織体制を整備するとともに、その責任体制が明確になっていることが必要です。また、内部質保証は、学部・学科や研究科による三つのポリシーを起点とする教育と研究の質保証と中期的な計画を踏まえた大学全体の質保証の双方にわたって実施されるとともに、改革・改善のための営みとして行われることも大切です。加えて、学生や学外関係者（保護者、高校、地方公共団体、民間企業など）の意見・要望を踏まえ、大学全体の改善につなげる仕組みとして内部質保証を機能させていくことも重要です。 |   |   |              |
| 基準項目  | 評価の視点   | 評価コメント  | 今後の対策・方針     |
| 2-1 内部質保証の組織体制  | 2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立                           | 毎年度の自己点検評価報告書、事業報告書を受けて事業計画を策定している。これらはポータルによって閲覧できる。新年度開始に際し全教職員に理事長・学長から年度方針の説明がなされている。毎月自己点検・評価委員会を開催し、恒常的な組織体制を整備している。毎年度BSP-15実績状況報告がまとめられている。規程によって内部質保証のための責任体制が明確になっている。  |              |
| 2-2 内部質保証のための自己点検・評価  | 2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有              | 毎年度事業計画及び事業報告を担当部署並びに各種委員会に置いて作成し、学科長部長会議、学園会議、評議員会、理事会で意見交換等共有している。自己点検・評価委員会は毎月開催され、年度毎外部評価基準に沿った自己点検・評価報告書をウェブサイト上に公開している。教育研究事業等については学外関係者と定期的に意見交換を行い記録し学内で教授会学科長部長会で共有している。年度毎の自己点検評価報告書作成時にすべてのエビデンスについて確認し反映している。毎年度関係部署及び各種委員会において事業報告がなされ、自己点検評価報告書に反映されている。自己点検評価報告書はウェブサイト上に情報公開し学内外に告知している。全教職員が共通理解を持ち、教育研究、大学運営の改善・向上に努めている。 |              |
|   | 2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析 | 教学IRや入試データなど必要なデータ分析は学務課にて行っているが、IR企画課にて全般的なデータ収集及び分析には至っていない。分析結果は自己点検評価委員会で審議、報告され、教授会、各委員会で共有され改善に活かされている。   | 各種データの一括した集約 |
| 2-3 内部質保証の機能性   | 2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用                             | 教員と学科各専攻の学生との対面型意見交換会を年1回実施し、学習支援、学生生活、学習環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを構築している。また学内に意見箱を設置し投函された意見や要望は学生生活委員会において確認し、教授会や各種委員会並びに関係部署において共有し改善策を検討提案している。投函された意見や要望、検討内容は学内掲示板を通して学生に周知している。卒業生アンケート、学生満足度アンケートを実施している。学生の意見・要望に対する各部署での検討内容をカリキュラムや学習支援、学習環境を含め、学生の満足度向上のために活用している。  |              |
|   | 2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用                          | 主要な進路先となる企業等と面談し対面で意見交換及び要望等を確認・記録し、教育活動等の検討・改善の内容としている。また、対面で意見交換が出来ない場合はアンケートを実施して情報収集を行っている。オープンキャンパス等では志願者・保護者等にアンケートを行い、事業改善に活用している。連携協定先である稲沢商工会議所と三つのポリシーや入試制度などについて意見交換を行っている。  |              |
|   | 2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性  | 教学マネジメント方針をもとに、学科ワーキンググループ、教務委員会、教授会及び学科長部長会を通じて適宜三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、教育研究の改善・向上に努めている。中長期計画の進捗状況について年度毎に各担当関係部署及び委員会の実績状況報告をIR企画課において取りまとめて結果を共有している。それらを含め自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえ中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。私立学校法を遵守し、自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるように努力している。   |              |

| 基準3 学生  |                                     |  |          |
|---|-------------------------------------|--|----------|
| 本基準の趣旨<br>教育機関としての大学は、その使命・目的を達成するために必要な規模の学生を受入れ、その成長を促進し、社会で活躍できるための専門的知識・能力を授けることが求められます。本基準は、そのことを達成するための組織的環境を「学生」の観点から確認するものです。<br>大学が学生を受入れるに当たっては、教育研究上の目的に基づいたアドミッション・ポリシーを策定し、それに基づく入学者選抜を適正に行うことが必要です。そして、大学は、入学後に学生が成長できるように必要な学修環境を整備し、学生生活の安定を図り、組織的な学修支援に取り組むとともに、社会的・職業的な自立のための指導を通じて、自らのキャリアを形成していくことができる力を備えた学生の育成に努めなければなりません。 |                                     |  |          |
| 基準項目  | 評価の視点                               | 評価コメント   | 今後の対策・方針 |
| 3-1 学生の受入れ  | 3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知             | 2012年文理中長期戦略プランに従い多様な学生を受け入れる入試選抜の基本方針としてアドミッション・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと整合性をもっており、学修成果に対応している。本学の教育の目的は、「立学の精神」のもと、食物栄養学科においては、食、栄養、健康の関連性並びに食の楽しさを基礎として資格教育と文化教養教育を行い、特に栄養士専攻においては栄養士を、製菓専攻においては製菓衛生師を育成することに主眼を置いている。アドミッション・ポリシーは、学生募集要項、ウェブサイト、オープンキャンパスでの入試概要説明会において明示・周知している。入学以前の学修成果の把握・評価については、A0 入試選抜のエントリーシート、調査書、課題、面接、その他の入試区分の面接、小論文、調査書により、学力の3要素である思考力、判断力、表現力、主体性、協働性などを勘案し総合的に判断しており、明確に示している。また、文部科学省「高等学校学習指導要領」に基づき、入学志願者が高等学校で習得した基礎学力を前提に入学制度を検討し、高等学校教員説明会や高等学校内進学ガイダンスをはじめ、オープンキャンパス、入試概要説明会において説明している。 |          |
|   | 3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証 | アドミッション・ポリシーに沿って多様な学生を受け入れるための入試区分を用意し入学者選抜制度を適切に整備している。<br>入学者の選抜の方法は、入学者の受入れの方針に対応し、高大接続の観点により、入試区分によって面接、課題、小論文、学科試験など多様な選抜方法を用意している。入学者選抜を適切な体制で構成かつ妥当な方法で実施するため、学生募集要項にはすべての入試区分で調査書を含めた選抜基準を記載し、「名古屋文理大学短期大学部入学者選考規程」「名古屋文理大学短期大学部入試委員会規程」「名古屋文理大学短期大学部入試常任委員会規程」に基づき公正かつ適正に入学者選抜を教職員協働で入試委員会、入試常任委員会と連携して行っている。   |          |
|   | 3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持           | 入学定員及び収容定員を明示し適切に学生受入れを行っているが、18歳人口の減少及び四年制大学への進学希望者が増加し、短大離れが加速する中、両専攻とも定員を満たしていない。そのため、栄養士専攻の定員を令和5年度より150名から120名に、製菓専攻を40名から30名に減じた。今後も定員充足と定員の適正化に努める。更に令和7年度入学生に向けて適切な定員数の検討を行っている。   | 定員充足の対策  |

| 基準項目       | 評価の視点  | 評価コメント  | 今後の対策・方針 |
|------------|--|---|----------|
| 3-2 学修支援   | 3-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備                | 指導教員制、オフィスアワーの設定、GPAの活用、退学者、留年者への指導、成績不振学生の保証人への成績通知、1年生保証人対象教育懇談会の実施などを行っている。<br>地域連携センター等の組織的協力による産官学連携事業やその他事務部門協力で学生の学修成果の向上に努めている。<br>障がい学生支援に関する指針(ガイドライン)が定められており、学生からの支援要請は各部署が連携して対応している。  |          |
|            | 3-2-②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実 | SAとしては、栄養士専攻1年「調理学実習1」の「クリスマスケーキ作り」の単元において、製菓専攻2年生によるSAを実施した。また製菓コンテストでグランプリを受賞した製菓専攻2年生による製菓専攻1年生に向けて「製菓伝承実習」として、製菓技術の指導を実施した。指導前には指導内容用について、授業担当教員より指導を実施している。<br>これらのSAに関しては数年前から実施されており、経験する学生は学修内容の深い理解とともに、さらなる学修への動機付けとなっている。オフィスアワー制度は年度毎に前期、後期に分けて全教員が配置している。<br>学生へ細やかな指導・支援を行うために指導教員制を取っている。学生の出席状況に関しては、各科目ごとに欠席2回を超えると、欠席連絡票を学務課経由で指導教員に共有され、保証人への連絡や学生指導に活用している。更に欠席過多の学生においては、学科長、学務課員による指導を行っている。<br>学生募集要項に合理的配慮を要する場合の記述を掲載し、入学前の段階で相談に応じる体制を取っている。また、在籍中は配慮を要する際の学校窓口及び手続きについて学生便覧に掲載している。要望のあった場合は当人と学生相談委員会、さらに学科と協議し対応策を相談している。指導教員制をとり対象学生に対する面談等に応じアドバイスなどを行っている。各相談内容に応じて、教職員協働で随時対応策を検討している。 |          |
| 3-3 キャリア支援 | 3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施                       | キャリア教育に関しては1年前期「総合学習(必修)」において、キャリアデザインを実施している。また専門共通科目として1年後期に「キャリアリテラシー(選択)」を配置している。1年後期には15週にわたり「キャリア支援講座」を全員参加にて行い就職活動に対する支援を実施している。   |          |
|            | 3-3-②キャリア支援体制の整備                             | 卒業生からの連絡および相談をキャリア支援センターで行っており、希望の就職先や企業などの求人について連絡・指導している。1年後期には全学生対象に就職委員会主導の就職面談を行い、教職員協働でバックアップしている。  |          |
| 3-4 学生サービス | 3-4-①学生生活の安定のための支援                           | 学生サービス、厚生補導のための組織として学生生活委員会を設置し、学務課と協働で学生生活の快適化として学修環境並びに学生生活やサークル活動活性化及び自治会運営の学校行事(体育祭、名栄祭)の支援を行っている。また、新入生の交流を目的に「地域別交流」を実施し、在学生在をピアサポーターとして新入生のサポートや学生の交流促進を図った。<br>就職委員会及びキャリア支援センターにおいて進路についての情報提供や相談に応じている。学務課は教学面並びに生活面のサポートについても教職員協働で関与している。学生生活全般の支援者として指導教員制による担当教員が配置されている。また、学務課 学生相談室は学生の心身の相談の窓口である。学務課は学生の課外活動への支援をはじめとした学生サービスを行い、学生相談室や学生生活委員会と共に多様な学生へ適切な配慮をもって対応している。県外学生支援並びに経済的支援として大学独自の奨学金制度がある。在学生在への経済的支援は学外支援の情報提供と学内独自の複数の奨学金制度が用意されている。  |          |

| 基準項目        | 評価の視点                        | 評価コメント   | 今後の対策・方針 |
|-------------|------------------------------|--|----------|
| 3-5 学修環境の整備 | 3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営 | <p>本学の現有する校地、校舎については短期大学設置基準を十分に満たしている。E館を中心にC館、S館(体育館、図書館)を含む4つの校舎には、一般教室、演習室、各種実験室・実習室が配置され適切な学習環境が整備されている。学内の施設設備の安全、維持管理については専門業者による保守点検を行っており、昇降機保守点検、電気工作物保守管理、空調機設備保守管理などの各種保守点検を適時実施している。また、施設設備面で不備が生じた場合は関連業者と連携をとり、修理等の対応を迅速に行っている。学内が無人の際の安全管理については、防犯カメラの設置や機械警備を導入し、部外者の侵入や設備関係の異常が発生した際には警備会社に対応することとなっている。授業等に支障をきたさないよう学習環境を整備検討している。そこで、順次空調機の更新にて令和5年度には、C館4・5・6階の空調機更新を実施、学生の学習環境を整備した。</p> <p>また、全館にWi-Fi環境の整備をしており、ラーニングマネジメントシステム(WebClass)をより利用しやすい環境を整え、パソコン室3室を基幹として、校外実習報告書作成等で学生ニーズの高いカラー印刷への対応など環境を整備している。ソフトウェア更新、セキュリティアップデートを含むパソコン室及び図書館内のパソコン環境を年2回メンテナンス・イメージ更新を実施し、安定稼働を図っている。</p> |          |
|             | 3-5-②図書館の有効活用                | <p>図書館の蔵書数は約44,491冊、学術雑誌数32種、AV資料531点、座席数100席が用意されている。図書館の利用促進、読書推進を目的として「読書月間」を実施し、参加者にレビューを書いてもらいPOPなどに活用している。教員指定の参考図書や指定図書、資格関係など、テーマごとに配架を行い、利用者が閲覧しやすい環境を整備している。</p> <p>ピックアップした雑誌データベース記事を、OPAC(オンライン蔵書目録検索システム)内「LibraryNews」へ掲載、およびメール配信による学内周知を行い、データベース利用促進を図っている。</p> <p>ラーニングコモンズには、電子黒板、壁面ホワイトボード、プロジェクタやノートパソコン等を設置しており、これにより個人学習・グループ学習の場としても活用できるようになっている。</p>  |          |
|             | 3-5-③施設・設備の安全性・利便性           | <p>授業の教室・実習室に向かう建物のうち階層があるところには、バリアフリー仕様のエレベーターが整備され、建物入口もスロープにて進入できるように整備されている。また、E館階段の手摺り、多目的トイレを設置しており対応に努めている。すでに耐震化率100%となっており、安心安全なキャンパスを目指している。</p>   |          |

| 基準4 教育課程   |   |  |          |
|--|---|--|----------|
| 本基準の趣旨<br>大学の機能の中核である学修の柱となるのは教育課程です。大学は、その使命・目的を踏まえて、学部・学科・研究科などごとの教育研究上の目的を明確に定めるとともに、これを達成するための方策として、三つのポリシーを定めることが必要になります。その上で、単位授与や卒業・修了の認定基準を定めて、これを厳正に運用するとともに、教育課程の編成と実施に反映させる必要があります。また、教授方法の工夫や学修成果の把握・評価結果のフィードバックを通じて、大学の教育を可視化し、外部からの評価を受けながら、更なる教育課程、教育内容・方法及び学修指導などの改善を不断に図っていくことが、教育の質を高めるために不可欠なことです。 |   |  |          |
| 基準項目   | 評価の視点   | 評価コメント   | 今後の対策・方針 |
| 4-1 単位認定、卒業認定、修了認定   | 4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知                                       | 立学の精神に基づいて、ディプロマ・ポリシーを定めている。ディプロマ・ポリシーは学科・専攻課程それぞれの学修成果に対応して定められており、卒業要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。   |          |
|  | 4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用 | 各教科の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関係はカリキュラムマップに定め、周知、厳正に適用している。進級基準はない。ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準・修了認定基準を履修規程に定めて、各教科の単位認定基準に沿って適正に適用している。   |          |
| 4-2 教育課程及び教授方法   | 4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知                                      | カリキュラム・ポリシーを定め、学生便覧、ウェブサイト、学生募集要項等にて周知している。  |          |
|  | 4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性                            | カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに対応し、カリキュラムマップに表され、体系的に編成されている。  |          |
|  | 4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成                              | 学科・専攻課程の学修成果に対応しカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成した授業科目を編成している。科目ごとにディプロマ・ポリシー達成のために重要な事項をカリキュラムマップで示している。シラバスに必要な項目(学修成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書、アクティブラーニングなどの指導法等)を明示し、適切に整備している。シラバスの作成の前には説明会を実施、記載内容の周知を行っている。令和5年度シラバスより、授業外学習の時間や内容など、記載内容を追加した。また教員間でシラバスチェックも実施している。CAP制を設け、学期において履修できる単位数の上限を定めている。 |          |
|  | 4-2-④教養教育の実施  | 短期大学設置基準に則り教養教育の目的・目標は、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」に示している。本学の教育方針について総合的かつ実践的に学べるように、「基礎教育科目」として16科目を配置して、教育内容と実施体制が確立している。特徴としては、「総合学習」、「地域課題研究」、「情報リテラシー」を必修としている。MDASHプログラム(数理・データサイエンス・AI教育プログラム)リテラシーレベルが認定され、全学生が受講している。カリキュラムマップでは、ディプロマ・ポリシーにおける基礎教育科目の各科目の位置づけを明確化している。                                      |          |
|  | 4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施   | 全科目のシラバスにおいてアクティブラーニングについて記載している。栄養士養成施設及び製菓衛生師養成施設として厚生労働省の指導の下、教育効果を勘案して、原則栄養士専攻では栄養士養成科目に関しては一クラス40名以下、製菓専攻は30名以下で実施しているため、教育効果を十分あげられると考える。両専攻合同科目では100名程度の授業も見られるが、複数教員が対応している。   |          |

| 基準項目           | 評価の視点  | 評価コメント  | 今後の対策・方針 |
|----------------|--|---|----------|
| 4-3 学修成果の把握・評価 | 4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用            | <p>立学の精神に則り、名古屋文理大学短期大学部アセスメント・ポリシー(学修成果の査定に関する方針)を策定し、卒業時・卒業後にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。ディプロマ・ポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーでは、学位授与数、資格取得数(率)、就職率(専門職比率)、進学者数(率)、卒業時アンケート、卒業生へのアンケート、企業訪問報告書、栄養士資格認定率、製菓衛生師試験合格者数(率)、卒業作品制作など、本学が定めた多様な尺度、指数や測定方法に基づいて把握、評価している。</p> <p>また、校内企業フェスタにおいて参加企業にヒアリング及びアンケート調査並びに企業訪問時にアンケート調査を依頼し、調査結果を就職委員会において検討し、問題点などの洗い出しを行い、教授会にて共有し、短大レベル、学科レベルで検討及び改善に努めている。</p> |          |
|                | 4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック | <p>学習指導などの改善に向けて、学生による授業評価アンケートを毎学期ごとに全科目で実施し、アンケート評価結果は担当教員や学生は供覧でき、さらに担当教員は学修指導の改善のため自己評価としてコメントや改善に向けた事項を付記している。学修成果の把握・評価の結果は教務委員会を通して、教授会で報告されるだけでなく、毎年全教職員合同での名古屋キャンパスFD・SDフォーラムにて、各項目ごとに分析結果が報告され、次年度以降の教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックされている。定期試験の結果に対するフィードバックは各科目担当ごとにシラバスに掲載された方法により行われている。</p>  |          |

| 基準5 教員・職員   |  |   |          |
|---|--|---|----------|
| 本基準の趣旨<br>教員と職員は、言うまでもなく大学の活動を支える中核的存在であり、組織の整備と個人の職能開発の両面での取り組みが求められます。組織の整備については、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境を整え、責任と役割を明確にしたうえで権限を適切に分散し、教員と職員をそれぞれに適材適所で配置してこれを十全に機能させる必要があります。個人の職能開発については、教育内容・方法などの改善のためのFD(Faculty Development)や大学運営に必要な資質・能力の向上のためのSD(Staff Development)を通じて効果的に行うことが、大学の諸活動の成果を高める支えになります。教員の仕事と職員の仕事を原理的に分けて考えず「教職協働」を図ることで、効果的に大学を運営することも、今日ではますます重要になっています。また、教員の研究活動を適切に支援することも、教育と研究を主な役割とする大学にとっては不可欠なことです。 |  |   |          |
| 基準項目  | 評価の視点  | 評価コメント  | 今後の対策・方針 |
| 5-1 教育研究活動のための管理運営の機能性  | 5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮                     | 学長は教授会をはじめ短大運営全般のリーダーシップを発揮し、特に教育研究における事業のすべてにおいて最高責任者として最終判断を行っている。  |          |
|   | 5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化                         | 教授会、学科長部長会議、学園会議、評議員会、理事会を通じて大学の意思決定の権限と責任が各会議規程等に基づいて明確である。自己点検評価委員会、夏季拡大FD・SD、教授会などで学長のリーダーシップが発揮できる体制は整備されている。教授会傘下に教務委員会、研究委員会、学生生活委員会、就職委員会を、また各教育目的に合わせた運営委員会を配置している。学科の運営に関してはワーキンググループを配置している。これらにより組織上の役割は明確になっており、機能を果たしている。  |          |
|   | 5-1-③職員の配置と役割の明確化                            | 学務課、経理課、総務課において教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な業務を適切に行っている。規程の下、職員の採用・昇任に適切に運用している。  |          |
| 5-2 教員の配置   | 5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置 | 専任教員は、短期大学設置基準及び各養成施設施行規則に基づいて定められる教員数を確保し適切に配置している。教員の有する学位、専門分野、研究業績、経歴、所属学会等、短期大学設置基準の規定を充足しており、ウェブサイトの教育スタッフ紹介で公表している。カリキュラム・ポリシーに基づいて専任教員と非常勤教員を配置している。補助教員については、栄養士専攻、製菓専攻毎に助手を配置し、実験・実習科目を担当している。専任教員の採用、昇任は、学長直轄の教員資格委員会を設置し、「学校法人滝川学園就業規則」及び「学校法人滝川学園教職員任用規程」に基づき適正に実施されている。採用にあたっては、ウェブサイト等で広く公募している。非常勤教員の採用は、「学校法人滝川学園短時間勤務教職員就業規則」及び「学校法人滝川学園非常勤講師及び非常勤助手任用規程」に基づき、学長が決定している。学位、研究業績、その他の経歴等は短大設置基準の規程を遵守している。 |          |
| 5-3 教員・職員の研修・職能開発   | 5-3-①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施      | FDに係る会議を年2回定例開催し、教育内容や方法を改善するためのすべての教職員が参画し、協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っている。また、教員相互の授業参観を実施して工夫、開発、改善に努めている。   |          |
|   | 5-3-②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み       | 全教職員を対象とするFD・SDに係る会議を年2回毎年開催し、教育、研究、財務、中長期計画の方向性をテーマとした報告、協議を行っている。公認会計士を招聘し、公的研究費の不正使用の防止及び改正個人情報保護法について、専門的知見をふまえた研修を行っている。事務職員の研修会の参加実績(対面・オンライン)をグループウェアにて把握する仕組みを構築している。令和5年度は、全専任教職員を対象とした校医による「メンタルヘルス研修」とデータ分析・活用能力育成の観点から、研究委員会主催研修会「統計解析の基礎とEZRの活用方法」を行った。地域或いは全国規模に設置されている大学事業関連団体等の研修会へも参加している。   |          |

| 基準項目     | 評価の視点                | 評価コメント  | 今後の対策・方針 |
|----------|----------------------|---|----------|
| 5-4 研究支援 | 5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営 | 専任教員が研究を行う研究室を整備している。しかし、1教員1部屋の研究室は限定的である。また、「食と栄養研究所実験室」を2部屋構え、実験・研究実施の場を設けている。   |          |
|          | 5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用   | 研究倫理委員会が設置されており、FDSD活動の一環として毎年度研究費不正防止などの研究倫理にかかる研修がある。専任教員の研究活動に関する規程を整備し、厳正に運用している。   |          |
|          | 5-4-③研究活動への資源の配分     | 年度予算策定において教育研究費の予算申請を実施している。経理課及び事務局、予算委員会 評議員会 理事会の審議を通じて資源配分及び設備などの物的支援を行っている。専任教員の研究活動に関する規程・申し合わせ事項を整備している。食と栄養研究所実験室にて実験設備を構えている。人的支援については「科学研究費申請支援制度」により、研究委員長、研究所長主導にて行っている。「科学研究費申請支援制度」に基づく取り組み及び民間研究助成金応募についての情報を随時発信している。 |          |

| 基準6 経営・管理と財務   |                                      |   |                      |
|--|--------------------------------------|---|----------------------|
| 本基準の趣旨<br>大学の使命・目的及び教育研究上の目的を達成するためには、法人全体の中期的な計画を策定し、計画の実施に必要な環境・条件を整えるとともに、計画に沿って事業の意思決定から執行までを検証していかなければなりません。<br>本基準でいう経営・管理と財務とは、主に法人の運営及び財務活動をいいます。大学に対する社会からの要請などにより、情勢の変化に対応した経営の規律と誠実性、大学の使命・目的の達成に向けての理事会の機能、法人及び大学の管理運営の円滑化とチェック機能の強化などがますます重要になってきています。<br>学校法人制度の基本理念である自主性と公共性、安定性と継続性を守る上で、財務の役割は重要です。大学独自の使命・目的及び教育研究上の目的の達成を目指す中期的な計画も、適切な財務計画と一体になって初めて実効性を持ち得ます。大学が社会的な信頼を得て着実な発展を遂げるために、財務基盤の確立と適正な会計処理は避けて通れないことです。 |                                      |   |                      |
| 基準項目   | 評価の視点                                | 評価コメント  | 今後の対策・方針             |
| 6-1 経営の規律と誠実性  | 6-1-①経営の規律と誠実性の維持                    | 私立学校法及び寄附行為に基づき、各種規程を策定し適切な運営を誠実にやっている。私立学校法及び寄附行為に基づき教学マネジメント指針を策定し、情報公開を適切に行っている。自己点検評価委員会の下、全学的な事業の評価改善に努めている。また、学校教育法に基づき各種規程のもと内部統制システムを適切に整備している。文理中長期戦略プランBSP-15第Ⅲ期計画(2022～2026年度)に伴う財務計画を策定している。  | 改正私立学校法に伴う学内規程・制度の整備 |
|  | 6-1-②環境保全、人権、安全への配慮                  | 個人情報の保護に関する規程、公益通報に関する規程、ハラスメント防止に関する規程を設け、個人情報、環境及び人権に配慮し運営している。令和4年度作成のリスクアセスメントシートについて、影響度、発生可能性の分析をふまえてリスク評価を行った。   |                      |
| 6-2 理事会の機能   | 6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性 | 私立学校法、寄附行為に基づいて理事会が使命・目的達成に向けて意思決定機関として機能している。理事会を定期的に開催し、適切に運営している。私立学校法、寄附行為に基づいて理事の選任を適切に行っている。令和5年度は、理事会6回、評議員会3回を開催した。役員の出席状況は良好であり、欠席者においては、事前に審議事項に関する意思表示を得て、議決数を確保している。理事は寄附行為に則り適正に選出を行い、理事の定数を満たしている。                                  |                      |
|  | 6-2-②使命・目的の達成への継続的努力                 | 私立学校法、寄附行為に基づいて理事会は定例並びに必要なに応じて開催され、大学の使命・目的を達成するために継続的な審議及び努力をしている。<br>立学の精神・使命目的に沿っての文理中長期戦略プランBSP-15を単年度の事業計画にブレイクダウンして、各種課題に取り組んでいる。未達のものについては、継続して取り組むこととしている。   |                      |
| 6-3 管理運営の円滑化とチェック機能  | 6-3-①法人の意思決定の円滑化                     | 私立学校法、寄附行為に基づいて理事会と評議員会を適切に運営している。学科ワーキンググループや教授会傘下委員会及び運営委員会に置いて、特に教学面における情報交換を行っている。教授会においても学科報告事項を取り上げ意見を求めている。これら複数の会議を活用して意見等の共有を図っている。法人(管理部門)と大学(教学部門)の連携については、学部長・部長会議や学園会議を通じて意思疎通を図っている。理事会審議事項に関する最終意見を学園会議の主たる議事とし、理事長の諮問機関として機能している。 |                      |
|  | 6-3-②評議員会と監事のチェック機能                  | 監事ならびに評議員は私立学校法及び寄附行為、評議員会会議規程に則り適切に選出を行い、定数を満たしている。監事は、会計監査人と連携し、学内業務と財産の状況を監査している。評議員会においては、寄附行為に則り組織されている。予算、事業計画及び人事等の重要案件については評議員会への諮問ののち、理事会で決議している。令和5年度においては、一部の評議員において一度も評議員会に出席していない評議員がいた。   | 評議員会の参加促進に関する工夫の検討   |

| 基準項目        | 評価の視点                  | 評価コメント  | 今後の対策・方針                 |
|-------------|------------------------|---|--------------------------|
| 6-4 財務基盤と収支 | 6-4-①財務基盤の確立           | 短大部は収容定員充足率が50%を下回っており財務状況の改善が課題であるが、併設大学を含んだ学園全体では財政基盤は維持されている。<br>寄附金募集活動の充実のため、特定公益増進法人の指定に加えて税額控除対象法人の指定を受けている。寄附金募集リーフレットを作成し、目標とする寄附者数及び寄附金額を達成した。                          | 財務基盤の安定化に向けた短期大学部の方向性の検討 |
|             | 6-4-②収支バランスの確保         | 収容定員充足率が50%を下回っているため財務状況の改善が課題であり、短大部の収支バランスは赤字が続いている。  |                          |
|             | 6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営 | 短期大学部は入学者定員及び収容定員充足率が50%を下回っている。中期的な計画に基づき、令和5年度は入学定員を減じて、適切な財務運営を目指している。令和5年度の学園全体の資金収支は均衡、事業活動収支はマイナス9,300万円となった。人件費比率55.7% 教研費比率34.7% 管理経費比率14.6%。BSP-15第Ⅲ期計画にもとづく財務計画を策定している。 |                          |
| 6-5 会計      | 6-5-①会計処理の適正な実施        | 監事及び会計監査人の監査を受け、適正に執行している。<br>会計年度終了後、2ヶ月以内に資産総額変更登記をおこない、文部科学省に報告している。   |                          |
|             | 6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施   | 監事及び会計監査人の監査を受け、適正に執行している。<br>会計年度終了後、2ヶ月以内に資産総額変更登記をおこない、文部科学省に報告している。   |                          |